

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会

川崎市社会福祉協議会たま・あさお訪問介護支援事業所（居宅介護支援事業） 運営規程

（事業目的）

第1条 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会が開設する川崎市社会福祉協議会たま・あさお訪問介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員の資格取得者（以下「介護支援専門員」という。）が、利用者の心身の状況、及びその他の事由により、日常生活を営むのに支障がある高齢者等に対し、適正な居宅サービス計画を公正、中立に提供するとともに、福祉の向上を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとする。
- 3 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者の心身の状況、その置かれている環境等を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、解決すべき課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成するものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。

（事業所の名称）

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1 名称 川崎市社会福祉協議会たま・あさお訪問介護支援事業所
- 2 所在地 川崎市多摩区登戸 1891 第3井出ビル3階

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

- 第4条 事業所に勤務する職員（以下「従業者」という。）の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
- 1 管理者 1名（兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 介護支援専門員 3名以上（専従） 2名（兼務）
介護支援専門員は、利用者に対する居宅サービス計画の作成、居宅サービス事業等との連絡調整その他便宜の提供を行う。
- 3 事務職員 1名（兼務）
事務職員は、事業所の事務処理を行い、利用者のサービスに努める。

（営業日及び営業時間）

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 1 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、祝日、12月29日から1月3日まで

を除く。

2 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

営業時間外・休業日については、電話等により常時連絡が可能とする。

(指定居宅介護支援の内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援により居宅サービス計画を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

1 居宅サービス計画の相談及び作成

2 居宅サービスについての情報提供

2 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法)

第7条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに当該利用者の家族、関係する市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 指定居宅介護支援事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 指定居宅介護支援事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 指定居宅介護支援事業所の管理者は、従業者に対し、事故発生の防止に関する知識等を周知するとともに、研修等を受講させるよう努める。

5 自ら提供した指定居宅介護支援等に対する利用者について、サービス提供事業所から事故の報告がなされた場合には、適切に対応するものとする。

(苦情解決)

第8条 自ら提供した指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 自ら提供した指定居宅介護支援等に対し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 自ら提供した指定居宅介護支援等に対する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 自ら提供した指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋に協力するよう努める。

(個人情報の保護)

第9条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 利用者又はその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の実施地域は、川崎市多摩区の区域とする。

(虐待の防止および身体拘束の禁止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の防止および身体拘束の禁止のため、相談および苦情解決体制を整備するとともに、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止および身体拘束の禁止に関する責任者を選定し、設置すること。
- (2) 成年後見制度の利用を支援すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し虐待の防止および身体拘束の禁止について啓発・普及するための研修を定期的に実施すること。
- (4) 利用者に対する虐待の防止および身体拘束の禁止のための対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(感染症対策に関する事項)

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 2 継続研修 年1回以上
- 2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人川崎市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 20 年 3 月 25 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 12 日から施行する。
この規程は、平成 31 年 2 月 25 日から施行する。
この規程は、令和 1 年 10 月 8 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。